

## 令和2年度第1回伊予市環境審議会

令和3年1月22日（金）

市役所 4階 大会議室

出席委員：治多伸介・藤岡政晴・對尾眞也・篠崎博志・大森幸子・大西雄治・玉森正明  
堀川節男・小野二三男・松浦千枝子（10人）

事務局：産業建設部長 武智年哉・環境保全課 小寺卓也・高橋雄二・三好孝昌・向井英樹  
都市住宅課 三谷陽紀・岡本智和・大塚直人・高田美奈

<午前10時00分 開会>

### ○司会

本日は、早朝よりお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻が参りましたので、ただいまから令和2年度第1回伊予市環境審議会を開催させていただきます。

会長が決まるまでの間、司会を務めさせていただきます環境保全課の小寺と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今日の審議会には、委員全員の皆さんに出席していただいておりますので、会議の成立要件を満たしております。

それでは、開会に当たりまして、産業建設部長の武智より御挨拶を申し上げます。

### ○産業建設部長

皆様、おはようございます。産業建設部長の武智でございます。

令和2年度の伊予市環境審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

皆様には、日頃より環境行政の推進に当たりまして、御理解、御支援を賜っておりますことを厚くお礼申し上げます。

また、このたびは大変お忙しい中、環境審議会委員を快くお引受けいただきまして、この場をお借りいたしまして改めてお礼を申し上げます。

本審議会につきましては、本市の環境行政を総合的かつ計画的な推進について調査、審議するほか、環境保全に関する重要事項について専門的に調査、審議していただくために設置しているものでございまして、委員の皆様には向こう2年間、委員としてお願いするものでございます。

本市におきましては、平成28年3月に市政の礎となる第2次伊予市総合計画を策定し、本計画に基づいて事業を推進しているところでございまして、今年度におきましては、伊予市総合計画後期基本計画を策定中でございます。環境関係についても、令和5年度を目標年次とする

伊予市の一般廃棄物処理基本計画を、昨年度中間見直しを行い、こうした環境関係の計画の策定におきましても、この審議会の委員の皆様から多大なる御提言、御指導をいただいているところでございます。

さて、今年度は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会生活など様々なことが変化してきております。

環境省では、環境と成長の好循環に向けたコロナ後の持続可能な経済社会への再設計を目指しており、これを実現するためには、社会、経済、環境などあらゆる分野の努力が必要であります。

とりわけ、気候変動を含む環境問題への対策は重要なものでありますので、伊予市といたしましても、国の動向を注視して取り組んでいきたいと考えております。どうか委員の皆様から忌憚のない御意見をいただきまして、本市の環境行政に反映してまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

簡単ではございますが、審議会の開催に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

#### ○司会

ありがとうございました。

それでは、本日御出席いただいております委員の皆様におかれましては、初めての顔合わせでございますので、委員の紹介をいたしたいと思ひます。

初めに、愛媛大学大学院農学研究科教授、治多伸介様でございます。

続きまして、伊予市農業委員会会長、藤岡政晴様、再任でございます。

続きまして、伊予漁業協同組合組合長、對尾眞也様、再任でございます。

続きまして、伊予商工会議所事務局長、篠崎博志様、再任でございます。

続きまして、愛媛県地球温暖化防止推進員、大森幸子様、再任でございます。

続きまして、伊予市広報区長協議会伊予地域代表、大西雄治様です。

続きまして、双海地区広報区長会会長、堀川節男様です。

続きまして、中山地区広報区長会会長、玉森正明様です。

続きまして、市民公募委員枠として小野二三男様。

続きまして、市民公募委員枠として松浦千枝子様。

#### <事務局自己紹介>

#### ○事務局

それでは、議事に入らせていただきます。

初めに、議事の次第順に、1、会長選出、2、副会長選任に関して説明させていただきます。

す。

まず、環境審議会条例第3条第2項で、委員は学識経験者、その他市長が適当と認める者のうち、市長が委嘱するものであるもので、昨年7月1日付で委員の皆様へ委嘱させていただいております。

条例第4条第2項で、会長は委員の互選によって定める。第4項で、副会長は委員のうちから会長が任命することとなっております。

まず、会長の選出を互選によりお願いしたいと考えております。

どなたか御意見はございますでしょうか。

◎委員

学識経験者の治多教授にお願いしたらどうかと御推薦いたします。

○事務局

それでは、藤岡委員様から、愛媛大学大学院農学研究科教授の治多委員にお願いをできればと存じますが、皆様いかがでしょうか。よろしければ拍手のほうをお願いいたします。

〔賛成者拍手〕

○事務局

それでは、会長から御挨拶をいただければと存じます。よろしくをお願いいたします。

●会長

誠に光栄な御指名ありがとうございます。心を引き締めて頑張らせていただきたいと思いますので、委員の皆様への御支援、また市役所の皆様への御支援よろしくをお願いいたします。

○事務局

ありがとうございます。

続きまして、議事の2、副会長選任でございますが、副会長の選任を会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

●会長

私といたしましては、これまでの御経緯も踏まえまして、また実績も踏まえまして、農業委員会会長の藤岡様にお願いできればと思っておりますがいかがでしょうか。

○事務局

皆様、よろしいでしょうか。よろしければ拍手のほうをお願いいたします。

〔賛成者拍手〕

○事務局

それでは、農業委員会会長、藤岡政晴様のほうから、御挨拶のほうをお願いいたします。

◎委員

御指名をいただきましたので、会長の補佐として一生懸命努めてまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○事務局

それでは、正副会長が決まりましたので、これからは会長に議事進行をお願いしたいと思います。

会長、前の席へよろしくをお願いします。

●会長

それでは早速でございますが、議事を進めていきたいと存じます。

議事の3、伊予市環境審議会について、そして4の伊予市一般廃棄物処理基本計画について、いずれも事務局からの御説明と理解しておりますので、一括で行っていただきます。

○事務局

伊予市環境審議会について、詳細な説明をさせていただきます。

まず、資料1と右上に書かれた資料を御覧ください。

環境基本法第44条により、環境の保全に関して基本的事項を調査、審議させる等のため、学識経験のある方を含む者で構成される審議会を置くことができると規定されております。これが諮問機関となり、本市では伊予市環境審議会を設置しているところでございます。

そして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、第6条に、市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならないとなっており、おおむね10年から15年の期間について、一般廃棄物処理基本計画を定めることになっております。その下に位置するのが、毎年度ごとに定めています一般廃棄物処理実施計画となります。

続きまして、資料2の環境審議会条例が、この機関の設置条例となっております。

第1条で、環境基本法第44条の規定に基づき、審議会を置くことになっております。第2条で市長の諮問に応じて、調査及び審議を行うことになっております。

委員は15名以内となっておりますが、現在10名の方が委員になっていただいております。任期は2年で、昨年7月1日に任命いたしておりますので、来年の令和4年6月30日までの任期となります。

会議については、第5条で、会長が招集し、会長がその議長となり、委員の過半数が出席しなければ会議は成立しないことになっております。

資料3の委員名簿のとおり、男女共同参画基本法でうたわれております女性の割合が3割以上という目標はかなわなかったわけですが、女性が2名の構成となっております。

続きまして、自治基本条例が、次の資料4にあります。こちらは伊予市が目指す参画と協働のまちづくりを進めるためのもので、第22条に審議会の運営がうたわれており、審議会を設置する場合は、委員の全部または一部を公募により選任するよう努力義務が付されております。そして、審議会の会議録、会議については、原則公開となり、それは別に定めることとなっております。

別といたしますのが、次の資料5の伊予市審議会の委員の公募及び会議及び会議録の公開に関

する規則になります。

第4条に、公募により選考される委員は、10人以下にあつては2人以上とするとあり、今回、この会ではお二人を公募により選任させていただいております。そして、会議の公開については、第12条、審議会等の会議は原則これを公開しなければなりません、必要があると認められれば、委員全員の同意を得て会議を非公開とすることができることとなっております。

第16条2、会議終了後、速やかに会議録を作成し、会議が公表で行われた場合については、会議録をホームページに掲載する方法により公開することとなっております。

そして、次の資料6の傍聴要領でございますが、平成26年のこの環境審議会の会議の中で定めております。また、傍聴要領に基づき、市のホームページにて審議会の開催告知を行いました。本日の審議会は、指定の期日までに傍聴希望者がいなかったことを報告申し上げます。

以上で伊予市環境審議会の説明、また会議の公開及び会議録の公表についての説明を終わります。

続きまして、伊予市一般廃棄物処理基本計画の内容について説明させていただきます。

資料7を御覧ください。

この基本計画は、平成26年度に市長の諮問に答える目的を持って、3回の環境審議会を開催し、答申を行っていただき、市がその案を基本計画として策定し、平成26年から令和5年までの10年間の計画が動き始めているわけですけれども、国が定めた策定指針において、評価を踏まえて、おおむね5年ごとに改正することとなっておりますので、昨年度の令和元年度の環境審議会において、これまでの進捗状況を整理し、廃棄物を取り巻く状況の変化を踏まえ、基本計画の見直しを行いました。

全体として、計画前半期における実績に基づき、数値目標との比較や要因分析を行い、その結果を計画後半期における取組に反映していくものでございます。

この計画は、大きくごみ処理基本計画と生活排水処理基本計画という2本立てとなっております。

1ページを開いていただくと右のページに、ごみ処理基本計画のごみ排出量の推移を載せております。過去10年間のごみの排出量から、今後、伊予市のごみの排出量がどのようになるかという予測をし、目標設定を行う内容となっております。

グラフを御覧いただいたら、平成21年度からのごみの排出量につきましては、全体でいいますと平成27年度の1万153トンピークとして減少傾向に転じております。詳細的には、家庭系の可燃ごみであるえんじ色の部分は、平成18年度に指定ごみ袋が導入したことによりまして減少をしておりますが、一方で事業系の可燃ごみであるオレンジ色のチェックの部分は、平成24年度から年々増加しているのが現状でございます。

今後のごみ発生量の予測では、家庭系ごみは人口減少に伴い減少していくと考えられますが、一方で事業系ごみは、僅かではありますが増加傾向との予測をしております。

このごみ処理基本計画につきましては、平成20年度から令和5年度の15年間でごみの量を10%減らしていこうということで、一番最後のページにあります。ごみゼロへ、資源循環型の郷づくりという目標を設定しております。

次のページを開いていただきましたら、4ページにごみ処理の基本方針について、大きく3つの項目で策定しております。

まず1つ目が、ごみの排出抑制、再利用・再資源化の促進です。これがごみの減量化で最も重要な課題であり、あらゆる機会を利用し、住民、事業者に対してごみの減量化に関する意識の啓発を行い、協力を強く働きかけるという方針になっております。

2つ目に、再生品の利用促進です。これは、資源化・循環型社会のシステムを構築するために、廃棄物の有効再利用と再生品の利用を積極的に推進していく方針となっております。自分自身の利用におきましても、廃棄物になったものでも、ほかの方の手に渡ればまだ利用できるものになるということや、リサイクルショップに持ち込むなど、再生品の利用を推奨することによって循環型社会を側面から支えていく意識づけが必要だということを示しております。

3つ目に、資源物の分別収集による減量化、再資源化の推進です。ごみの分別の区分は、現在、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの3種類と、資源物につきましては9品目、新聞、雑誌、段ボール、紙パック、布、缶、瓶、プラスチック類、ペットボトルとしております。全て分別できればよいのですが、現在も可燃ごみの中に資源物として排出されているものがありますので、それを少しでも資源物として排出されるよう働きかけをすることを方針として上げております。

ごみ処理の基本方針については以上でございます。

続いて、生活排水処理基本計画の概要について御説明をさせていただきます。

この計画につきましては、本市における生活排水処理について、長期的、総合的視野に立って、計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針や対策などを定めたものでございます。

資料の5ページをお願いいたします。

伊予市の生活排水の処理は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽等、し尿の処理は、単独処理浄化槽、収集・運搬がございます。

資料の6ページ、下段を御覧ください。

生活排水処理率の目標でございますが、生活雑排水の処理は、公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の3つの方法により行われており、平成30年度末における生活排水処理率は、市全体の人口に対して77.5%となっております。令和元年度には目標値78.7%に対し、実績値78.6%と、おおむね達成できたものと考えております。

今後も、公共下水道及び農業集落排水施設の整備済みの区域内の未接続者に対し、接続促進の啓発活動を行うことを上げております。

また、浄化槽整備区域内の単独浄化槽と未処理排水の排出を極力なくするため、合併処理浄化槽への転換を促すよう普及啓発に努めてまいることといたしております。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いします。

●会長

御説明ありがとうございました。

それでは、御出席の委員の皆様方からのほうからの御質問やコメント等をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。どなたからでも結構ですので、御忌憚のない意見等をいただければと思います。

◎委員

よろしいですか。

●会長

はい。どうぞ。

◎委員

一般家庭の可燃物のごみは減少しているようですけれども、電気式の生ごみ処理機の補助を、今も計画されていらっしゃるのか、その利用率、どの程度の方が利用されているのか教えていただきたらと思います。

○事務局

補助事業として、電気式の生ごみ処理機とコンポストも併せて補助事業を行っております。電気式の補助事業につきましては、2分の1の補助になりますけれども、最大2万円の補助でございます。コンポストにつきましては、3,000円が限度で補助を行っておりますが、申込みにつきましては、年間に3件から5件程度の申請がございます。コンポストにつきましても、同じような件数が補助として申請が上がってきております。

傾向としましては、コンポストより電気式のほうの申請が徐々に上がってきているような状況でございます。

◎委員

ありがとうございました。

◎委員

すみません。

●会長

はい、どうぞ。

◎委員

私が調べたところでは、家電量販店とか見てみると、大体11万円ぐらいしているので普及しないというのは、補助金が少ないからではないかと思えます。

堆肥とかにする場合は、かなり11万円近く、安いので8万円から11万円近くするので、これ2

万円だったなかなかきついです。それを採用していくというのはもう少し補助を上げていただくかしないと、なかなか普及しないなというふうに思います。

それからもう一点、私今区長をやっておりますが、区長の立場から言わせてもらおうと、いつも困っているのは、ごみの出し方で、分別は、ばらばら、指定した日に出さないとか、分別されていないごみを置き去りにするとか、今地域では一番困っております。やっぱり地域でこういう教育を徹底しなければ駄目だというふうに思っています。

#### ◎委員

生活排水の基本計画の中の6ページの生活排水処理率の目標がありますが、新目標値が、令和5年の当初目標から3%ぐらい下がっているようですが3%下げた原因というのはどこにあるのかお聞きしたいと思います。

#### ●会長

いろいろとありましたが、どれも必要な、重要な御質問だと思います。では、事務局から順番にお答えをお願いしますでしょうか。

#### ○事務局

まず、生ごみ処理機の関係でございますが、各市町の補助が上限2万円が非常に多くて、八幡浜がたしか4万円でございますが、大体2万円とになっておりますが、今後そういうごみの減量を考えると、ある程度購入する気持ちになるような補助というのが大切ではないかと思っております。

もう一点、ごみの分別の問題については、特にアパートとか新興住宅地では、きちんと分別されてない現状があります。

こういうことを受けまして、IYO ECO LIFE 展示会を2月に1階の多目的スペースと中村公民館で実施しようと思っております。これを、できれば次年度以降、ほかの公民館とか集会所等に出前講座的に広げていきまして、全体的には地球温暖化も含めまして、ごみの出し方について徹底していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

続いて、汚水処理率の御質問ですが、下水の汚水処理率が減少したのは、公共下水道区域を平成30年度に大幅に縮小しました。そのことによって、行政で行う強制的な下水区域がなくなり、合併浄化槽での法定整備とすることとなりましたので、整備が鈍化すると考えまして率を落としました。

#### ●会長

御質問いただきました委員の皆様、それでよろしいものでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

#### ●会長

委員長が発言するものどうかとは思いますが、先ほどの広報関係というのはすごく難しく

て、しかし非常に大切なことだと思っています。どういうふうに普及させるかとか、どういうふうにそれを理解してもらおうかというのと、やっぱり1つはそれをやるとどれだけ便利とか、いいことが何かというのを実際にやっていただく方にきちっと広報をするということと、あともう一つは、ちょっと言葉は悪いですが、残念な行動がどれだけ人の迷惑になっているのかというようなことを分かりやすく伝えることが必要であると思います。

また、フェアに来られる人というのは意識の高い人で、意識の低い人はあまり来られないことが多いのですのでチラシについても委員の方が地元の方とのパイプになって配布して頂くといったことも大切かと思っています。

それでは、議事のほうを進めていきたいと思っています。

次は、議事の5番、令和2年度伊予市一般廃棄物処理実施計画の進捗状況について、事務局のから御説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、令和2年度一般廃棄物処理実施計画の進捗状況について説明をさせていただきます。

一般廃棄物の処理を適正に行うため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定に基づきまして、年度ごとに一般廃棄物処理実施計画を定めております。

資料8を御覧いただいたらと思います。

こちらが令和2年度の実施計画で、昨年3月に書面開催をさせていただきました審議会にて検討いただき、策定をしたものでございます。こちらには、一般廃棄物の排出量の見込み、排出抑制のための方策、またごみの分別収集の内容など、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項を定めたものでございます。

では、一般廃棄物の種類別の処理量の推移と排出抑制のための取組状況を申し上げます。

資料9のほうを御覧いただいたらと思います。

表のR1、これは令和元年度の②に実績ということで、ごみの処理の実績の数値を入れておきまして、右側にR2、今年度の現在の、これ数値④に実績と書いてございますが、こちらに令和2年11月までの数値を計上しておきまして、昨年と今年度の数値で予想値というもので、⑤に今年度の最終的な処理の予測量というものを、見込みですけども、そちらを掲載しております。

御覧になられるとおりですけれども、ごみの減少傾向というふうに冒頭に申し上げましたが、今年度、令和2年度の見込みについては、昨年度に比べて、予測値ですけれども、若干ではございますが増加傾向。もともとの見込み量からも若干上向いているというようなことでございます。

資料を御覧になられるとおり、昨年度に比べて、処理量が増加傾向で推移しています。

主な原因として、新型コロナウイルス感染症が少なからず影響しているのではないかと考えて

いるところですが、特徴的なのは、粗大ごみの増加傾向と事業系燃えるごみの減少傾向です。粗大ごみに関しては、特に7月・9月・11月の収集件数が多く、夏に外出を控え、家の大掃除をした家庭が多かったのではないかと推測されます。

また、はっきりとしたことは言えませんが、事業活動の縮小に伴って、事業系ごみの収集量が減っているのではないかと推測されます。

今年度については、これまでの統計との連続性という意味では、少しイレギュラーな状況になると見込まれます。

以上でございます。

続いて、資料9の下のほうの部分であります。一般廃棄物に係る汚泥関係のくみ取り汚泥と浄化槽汚泥について説明をさせていただきます。

令和元年度の実績では、見込み量に比べますとくみ取り汚泥が減少、浄化槽汚泥が微増となっております。このため、令和2年度の目標設定につきましては、過去のデータから傾向を推察し、公共下水道への接続や浄化槽整備区域の宅地開発などを考慮し、見込み量、予測量ともくみ取り汚泥を2,300キロリットル、浄化槽汚泥を1万キロリットルとしております。

今後も合併浄化槽の普及促進のため、環境啓発イベントの実施やホームページ、広報等を活用し、一層の普及促進に努めてまいりたいと考えております。

以上、目標設定の説明とさせていただきます。

続きまして、一般廃棄物処理実施計画資料8の10ページでございますが、R2年度に取り組む具体的な排出抑制、資源化計画の具体策ということで、9点ほど事業のほうを上げさせていただいておりますが、これについて今年度の取組状況について説明をさせていただきます。

まず、情報提供、啓発事業としまして、昨年10月の広報に併せ、ごみの分別の手引き・辞典改訂版を全戸配布させていただきました。作成には、より見やすいものになるよう心がけ、作成しております。分別の徹底、適正処理を分かりやすく説明させていただき、排出抑制や資源化の徹底につながる一助となるというふうに考えております。

続いて、食品ロスに関してでございますが、家庭から排出された可燃ごみの中に、食品残渣がどのくらい含まれているかという部分で、愛媛県と協力をしまして調査を実施しております。

県内で伊予市は双海地域が調査点になりまして、双海地域の燃えるごみの袋の中に、どれだけ食品のロスが加わっているかというロス率というのを、調査いたしました。速報値としていただいているロス率、要はまだ食べられるか、ほかの燃えるごみに出さなくても大丈夫なものが41.2%含まれていたというふうに聞いております。

続いて、使用済小型家電電子機器のリサイクルの促進に関してでございますが、本庁舎1階及び各地域事務所の3か所に使用済小型家電の回収ボックスを設置しました。これが昨年4月1日から設置をしております。多くの方が利用されておまして、特に本庁の1階に設置さ

れているボックスは、結構な頻度でいっぱいになったということで回収をしております。

実際に、小型家電に関しましては、燃えないその他のごみの日に回収をしたり、粗大ごみで回収し中間処理を行い小型家電をリサイクルに回しているというのが現状でございます。

不法投棄に関しましてでございますが、啓発看板や監視カメラの設置、そして定期的な環境パトロールを実施し、防止策に努めているところですが、正直後を絶たないというのが現状でございます。

そこで、今年度は監視カメラの追加設置や環境パトロールの強化などを図っておりまして、捨て得は許さないというようなところで対応を強化しているところでございます。

不法投棄の処理に関しましては、捨てられた土地の所有者であったり、また管理をする関係機関、または警察等々、県や警察等とも関連機関とも連携し、状況に応じて速やかに対応しているところでございます。

続いて、環境教育に関してでございますが、今年度は新型コロナウイルス感染症の影響もありまして、人を集めての教室等の開催は難しい状況にありますが、COOL CHOICE みんなの地球パネル展を市役所1階及び各地域事務所のロビー、そして図書館、文化ホールで開催いたしましたけれども、地球温暖化への理解と一人一人の行動のための地球温暖化パネル展、併せてアニメの映像であったりパネルの展示、中にはバーチャルリアリティー、VRで映像が見れるというようなものも設置をさせていただき、地球環境に関する啓発事業を実施しております。また、併せてSDGsの啓発も併せてやっております。

そして、その他ですけれども、新型コロナウイルス感染症関連としまして、新型コロナウイルス感染症に係るごみの出し方について、ホームページで啓発、そしてまたこれから事業の予定をしておりますが、ごみステーション用の啓発看板を作成し、年度内に配布を計画しております。こちらには、新型コロナウイルス感染症に係るごみの出し方の注意事項、心がけというものを掲載しておりますのと、あとはSDGsの啓発用のイラストが書いた看板の配布の準備をしているところでございます。

そのほか、委託事業者向けの説明会を実施し、感染症対策の徹底の周知を行いました。また加えて、感染症に係る廃棄物処理の業務継続計画を策定をしております。

以上、今年度の主な取組について説明をさせていただきました。

#### ●会長

御説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様方のほうから御質問なり御指摘、御意見等をいただければと思います。いかがでしょうか。お願いいたします。

#### ◎委員

今、具体策の中で、特に食品ロスの関係ですが、③の中で食品ロスに関する啓発を事業者と連携し、全市的に実施していくというような項目があるわけですが、具体的に令和2

年度、こういう事業者とどういう連携をして全市的にこの食品ロスについてやられてきたのか、この点、教えていただけたらと思います。

○事務局

食品ロスに関する啓発でございますが、具体的に今年度事業化としては、まだできておりません。ただ、2月からの展示会で、食品ロスの専門ブースを設けることになっております。そこで、企業様のブースで展示をさせていただくようになっておりますのでそこで周知をさせていただき、その後広報、ホームページ等も含めまして周知の展開の幅を広げていきたいというふうに考えております。

●会長

ありがとうございます。

では、大西委員お願いします。

◎委員

唐川は田舎なもので、自分の山持ちの人も多い訳ですが、そういう場合には、自分の山だからといって不法投棄する人もおります。そういったことが環境を破壊することにつながることが往々にしてあります。そういう行為に対して注意喚起をしたくても、なかなか近くの人だからできないというふうになる訳です。そういった場合の対処方法があればお教えいただきたいと思います。

とにかく本人の環境に対する意識を高めるよう、勉強してもらえないのかなあという気がしますがどうでしょう。

○事務局

ごみの不法投棄に関して、いわゆる御近所さんに対する周知の仕方、理解をしていただける方法でございますが、これは事例としてなんですけれども、やはり御近所さんで御注意をしていただける関係性がございましたら、当然一定のお話はしていただけると非常に私たちもありがたいと思っておりますが、一定の線を越えるとどうしても御近所トラブルにつながってまいります。

それ以上踏み込むという話になりますと、やはり私どものほうに御相談をいただいて、行政側から現場にて指導をさせていただく。これは両輪といいますか、両方でやっていくことが効果的なのかなというふうに思っています。

あともう一つですけれども、まず人物を特定して指導するのではなくて、その地域全体で地域内回覧として、周知をしていただくようなチラシを作って、必要部数をお渡しをさせていただいたということもございます。

ですので、正解というものが恐らくないのだろうなというところで、できることを継続してやっていくということが非常に大事なことというふうに考えております。

どうぞよろしく申し上げます。

●会長

いろいろ大変なことはよく分かっていますので、やられていることをぜひ御継続いただいて、この委員の任期は2年でありますので、また来年それがジャンプアップしていくような意見交換なり情報交換なりができればよいなあというふうに思いました。ぜひともその方向でお進めいただければと思います。

ほかに、もうこの話題はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

それでは続きまして、6番、市設置型浄化槽個人譲与の進捗状況について事務局にお願いいたします。

○事務局

市設置型浄化槽の個人譲与の進捗状況につきまして、説明をさせていただきます。

資料の10をお願いいたします。

この事業につきましては、平成30年12月の環境審議会へ諮問し答申を受け、中山町、双海町で平成28年度までに浄化槽市町村整備推進事業により設置をされた浄化槽施設を個人へ無償譲渡するとともに、維持管理についても市から個人へ移行するものでございます。

次ページをお願いいたします。

譲与スケジュールの進捗状況でございますが、左の欄には当初の予定を、右の欄には実際の状況を記入いたしております。

令和2年1月に対象地域の区長協議会で説明を行った後、新年度当初に予定をしておりました住民説明会が新型コロナウイルス感染症の影響により遅れたものの、10月までに計5回の説明会を開催し、説明会を欠席された方には資料を送付いたしまして、今年度対象の208件のうち179件の同意を得て、現在浄化槽設備の最終点検等を実施している状況でございます。

次のページでございます。

浄化槽の設置年度と譲与予定年度及び基数を一覧表に示しております。

市町村設置型は、中山町、双海町の2町で平成28年度までに合計321基設置されており、設置後10年を経過した浄化槽については、順次譲与を進めてまいりたいと考えております。

右側には、参考資料といたしまして地域別の浄化槽基数と整備手法別の割合を掲載しておりますので、御参照ください。

次に、普及活動につきましては、今年度も昨年度に引き続きエミフルMASAKIにおいて松山圏内の自治体及び関係団体による合併浄化槽の普及促進PRイベントを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症のため中止となりました。次年度以降の活動につきましては、今年度見直しを行うものとしておりますので、感染症の状況も踏まえながら関係者で協議を進め対応してまいりたいと思います。

以上、説明とさせていただきます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

●会長

ありがとうございます。

この市町村設置型が個人の管理に替わると、結局ユーザー側としては何が変わるのか、教えて頂きますか。

○事務局

市町村設置型の浄化槽につきましては、本来市の所有物を貸与するというような形になっておりまして、使用料を使用者の方からいただいて、市のほうで管理をしていくということですが、譲与した場合は個人の方が維持管理について直接業者さんと契約して、一般的な契約になっている合併浄化槽を設置している方と同じように、個人の方が維持管理も進めていくということでございます。

●会長

分かりました。若干各市町村さんでその辺り少し状況が違う場合があるので、御確認をさせていただきます。

委員の皆様方のほうから、御質問とかご意見等は大丈夫でしょうか。

個人譲与をすると管理がしっかりできなくなるっていうことはないのですか。悪い意味で言っているのではなくて、その辺のところは多分きちっと御配慮しながらやられているかと思うのですが、何にせよ個別の浄化槽の場合は、管理が個人に任されてるものだから、なかなかまい管理ができないところもっていうのは、伊予市さんの話じゃなくて全国的に非常に大きな問題だと言われておりますので、その辺りいかがでしょう。

○事務局

質問にお答えさせていただきます。

伊予市では、先ほど言われました維持管理には、保守点検と清掃、法定検査の3つがあります。これもばらばらで契約する方もおられるし、それをまとめてする方法もあります。伊予市では、らくらく一括契約というものを採用しておりまして、点検、清掃、法定検査を1つでできて、割安になるというプランをつくっております。譲与を依頼している皆様には提案し、ほとんどの方が契約を希望していただいております。

●会長

ありがとうございます。いろいろ工夫しておられるようでありがたい限りだと思っております。

委員の皆様、御質問等よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして議事の7、第4次伊予市地球温暖化対策実行計画（案）について、事務局さんより説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局

第4次伊予市地球温暖化対策実行計画（案）について御説明いたします。

現行の第3次実行計画期間、平成28年度から令和2年度の5年間で終了年度に当たっていることから、第3次実行計画からの取組を今後も継続的に実施するとともに、本市の行政事務事業における一層の温室効果ガス排出量の削減及び省エネルギー化を図るため、第4次の実行計画の策定を現在進めております。

この計画策定におきましては、詳細を担当者から説明させますので、皆様の御意見をよろしくお願いいたします。

資料の11、伊予市第4次地球温暖化対策実行計画（案）の1ページ目を御覧ください。

第1章、実行計画策定の背景について、説明いたします。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、市の行政事務及び事業における温室効果ガスの排出削減を目的として実行するものであります。

地球温暖化によって、気候の変動や海面上昇などの直接的影響のほか、生態系、農作物への影響や人への健康への影響など、様々な複合的な影響が顕在化しております。

全国で長雨や干ばつが起りやすくなり、台風が多発、大型化に伴う洪水や風倒木など、自然災害が心配されています。特に近年、局地的な豪雨が多発し、各地で人的被害など発生しております。このままの経済活動を続けた場合には、21世紀末に4度の気温上昇が予測されており、その結果として地球の自然環境は大きく損なわれることになりかねませんので、市で働く皆様が、市民の規範となることを目指しております。

続きまして、9ページ目を御覧ください。

第2章第4次実行計画の概要について、説明いたします。

策定している実行計画は、伊予市第4次地球温暖化対策実行計画であり、平成28年3月に策定された伊予市第3次地球温暖化実行計画を見直し、強化、補完することで、継続的に温室効果ガスの削減のため、本市自らが率先して取り組む事項であります。期間は、令和3年から5か年を計画しております。

続きまして、12ページを御覧ください。

第3章温室効果ガス排出状況について、説明いたします。

本市は、経済産業省が平成28年度から創設した、エネルギーの使用の合理化等に関する法律の定期報告に基づく事業者分けクラス評価制度において、3年連続で省エネ優良事業者として評価されております。

続きまして、17ページを御覧ください。

温室効果ガス削減目標と削減に向けた取組施策について、説明いたします。

伊予市第4次地球温暖化対策実行計画における温室効果ガス削減目標は、省エネ法の原単位削減目安を基に、平成30年度の温室効果ガス排出量に対して5%削減を目標としております。

これは、2015年度に国連サミットで合意されたSDGs、持続可能な開発目標も視野に入れて排出削減に取り組み、国や愛媛県と同調することで削減効果が一層高まるよう努めています。なお、SDGsの17のゴールのうち、伊予市が目指すのは7つ、18ページ目に示しております。

7つのゴールは、ゴール7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンに。ゴール11、住み続けられるまちづくりを。ゴール12、つくる責任、使う責任。ゴール13、気候変動に具体的な対策を。ゴール14、海の豊かさを守ろう。ゴール15、陸の豊かさも守ろう。ゴール17、パートナーシップで目標を達成しよう。

続きまして、37ページ目の実行推進について説明いたします。

全庁横断的な組織の下に、温室効果ガス削減目標達成に向けた施策の検討、実施が求められていることから、伊予市省エネルギー対策検討委員会に示す体制で計画の推進を図ります。

なお、目的達成に向けた実効性のある取組を進めていくためには、計画の進捗状況を把握、管理し、その状況を広く市民に公表していくとともに、取組の客観的評価や点検を行い、その結果、目標や取組の改善が必要な場合には速やかな措置を講じ、実態に即して計画を見直していきます。

また、本計画の進行に当たっては、年度ごとの温室効果ガス排出量や目標達成に向けた取組の進捗状況などを点検、評価し、その結果を市のホームページで公表いたします。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

#### ●会長

御説明ありがとうございました。

それでは、これまでの説明に関しまして、委員の皆様の方から御質問、御提案等しっかりとお願いいたします。

#### ◎委員

令和7年度までの5か年の今後の対策ということですが、要するに5%現行から削減していきますよということなのですが、我々自身もあまり大ざっぱには温暖化対策ということは頭にあるわけですが、具体的に個別に行動する中では、なかなか日常生活の中でぴんときないという面があります。広報活動としては、ホームページといろいろ言われていますが、やはり具体的に伊予市広報辺りでもっと温暖化対策というものを具体的にアピールして、市民全体がそういう取組をしていくような今後の方策というものを具体的に検討していただくようお願いできればと思います。

#### ●会長

ありがとうございます。じゃあ、次皆様の御意見をお伺いさせていただいたと思います。

◎委員

私も、先ほど言われたことと同じ意見なのですが、やっぱりこれは行政関係が中心になってやろうとしているのですが、それを地域に広げていって、伊予市全体でやるような形、私はどちらかかという、ここに書いていますように推進員、各課に1人だったら、地域の推進員を設けて一体となってやっていくというのはどうでしょうやるという形で。家庭では省エネなのです。省エネ推進をきちんとやってもらうといいのではないのでしょうか。それをPRしてどんどん広げていって各家庭で理解してもらう。これをやるべきではないのかと思います。また、ちょっとした外出する時はきちんと電気を切ってから外出するとか、伊予市全体でやるということが一番理想かなと思います。

●会長

貴重な御意見ありがとうございます。事務局のほう御返答でございますでしょうか。

○事務局

温暖化の関係は、非常にこれから取組をしていかなければならないという考えがございます。お手元に配布している温暖化計画は、設備機器に対する更新、電気製品の更新とか、その担当課における一人一人の意識づけ、コピーを両面印刷して印刷枚数をなるべく少なくするとか、いろんなことを含めたら多々ありますけれども、市としては基本的に、市民の方に関心を持ってもらうということで、広報も含めてホームページも含めて啓発活動をしていきたいと考えております。

●会長

あるありがとうございます。御意見をお願いいたします。

◎委員

35ページの再生可能エネルギーへの転換が大きな課題かと当然思うのですが、中でもバイオマスエネルギーです、伊予市として、ただ促進しますということだけで、具体的な取組の中身について書かれてはないのですが、具体的な考えとか構想はお持ちなのでしょうか。

○事務局

来週、経済産業省の方が、市役所に事業の紹介来られる機会がありますので、提案を聞いて、それを今策定している総合計画に載せていければいいなという段階ではあります。

●会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

◎委員

基本方針に対して、質的な数値目標を立てて、それを定期的にモニタリングしながら進捗状況をまとめるとかというようなことはしているのでしょうか。また、SDGsのカードゲームのようなものがありますが、そういうもので広報、啓発等をするようなお考えはあるのでしょうか。

○事務局

カードゲームのほうは、未来づくり戦略室で郡中地区の公民館とかで実施をいたしました。そちらのSDGsの担当は未来づくり戦略室になりますので、それと共同して進めていきたいと考えております。

●会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

ほかの委員の方々もよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

ありがとうございます。

委員の皆様、非常に意識の高くまた、市民の皆様の御協力の気持ちが非常に強いということがここで確認されたような気がしますので、ぜひ今日の議論を踏まえて、市民の方と連携を上手く進めていただくようお願いできればと思います。

愛媛大学のほうもSDGs推進室というのを作りまして、伊予市様のほうとも連携協定を結んでおりますので、そういったようなことで大学もうまく使っていただけたらと思います。大学のほうとしても市民の皆様と力を合わせてそれを推進していこうとしておりますので、ぜひその辺り御理解いただいて、また次の展開につなげていただければというふうに思います。

それでは、続きまして、伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）について、事務局より御説明をお願いしてよろしいでしょうか。

○事務局

それでは、伊予市太陽光発電施設の設置に関するガイドライン（案）について説明いたします。

資料の12をお願いいたします。

環境への負荷の少ない循環型社会を構築するため、再生可能エネルギーの有効利用を積極的に推進していくことが必要であることは御理解いただけたらと思っております。

しかしながら、その一方で、再生エネルギー発電施設の建設では、不十分な施工の事例による災害の発生のおそれ、立地地域でのトラブル、山林の伐採による自然や景観破壊、事業終了後の施設の放置に係る懸念等が全国的に課題となっております。

本市における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境はかけがえのない財産であり、再生エネルギーは地域と共生して調和のとれた利用促進を図っていく必要がございます。このため、地域における発電施設の安全性、信頼性の確保及び自然環境、生活環境との調和を図ることが重要であることから、事業者に対し発電施設の適正な設置と維持管理を求めていくガイドラインを新たに制定していく方針でございます。

この計画策定に関しては、詳細を担当から説明させますので、御意見を賜るようお願いいた

します。

それでは、資料12の1ページから2ページにかけての概要で説明いたします。

ガイドライン策定の必要性につきましては、今課長が申し上げたとおりでございますけれども、今回策定する市のガイドラインにつきましては、既に作成をしております資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン及び環境省が策定した太陽光発電の環境配慮ガイドラインの内容を相互に補完するものとして定めるものでございます。

まず、対象事業は、再生可能エネルギー発電施設の中の太陽光発電施設で発電出力の合計が10キロワット以上をガイドラインの対象といたします。

次に、設置者に対して慎重な事業計画を施すために、太陽光発電施設の設置に慎重な検討が必要な区域というものを設定いたします。

設定区域としましては、土砂災害特別警戒区域内、砂防指定地、地滑り防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、保安林及び地域森林計画の対象となっている民有林、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域、農地法に基づく農地の想定をしております。特に、台風や地震等で災害が起こりやすい区域や景観や環境に配慮しなければならない地域を選定しております。

次に、事業計画の周知と行政区の同意の義務づけというものを行いたいと思っております。市への事業の届出前に、行政区域及び近隣住民等に対して説明会等の開催による事業計画の周知を行ってもらい、該当行政区の同意を義務づけたいと思っております。

続いて、市への届出といたしましては、事業に着手する60日前までに事業の計画届出を、設置工事が完了したときは14日以内に工事完了届出を、また変更または廃止するときは30日までに変更・廃止届を行ってもらい、計画から廃止までを管理することといたしたいと思っております。

最後に、適正な維持管理を行ってもらうため、施設の設置後は災害発生や自然環境、景観、生活環境等に影響を及ぼさないように、施設及び事業区域内の点検を定期的に行う等、安全かつ良好な状態となるように維持管理に努める遵守事項を定めることといたします。

このガイドラインの施行日につきましては、設置者に対しての周知期間を設ける必要もございますので、本年令和3年7月1日としまして、この日以降に太陽光発電事業に着手する設置者を対象といたします。

#### ●会長

御説明ありがとうございました。

それでは、この太陽光のことについてですが、御質問等、御意見等ございますでしょうか。

#### ◎委員

この問題は、特に私、農業委員の立場からいいますと、農地を転用して太陽光をすると、非常に地域住民とか周辺とか問題になっているのは、地域住民は反対するけれども、それを阻止する規定がないということで問題になるケースが多かったわけですが、これを設置すればある

程度そういう問題は解決すると思うのですが、それで対象となる土地について、例えば農地とか森林とか地滑り、大体そうように入っているのですが、それ以外に例えばため池等にやる場合です。これは、別にこれからいくと申請しなくてもいいというふうなことになると思うのですが、そういうのを例えば雑種地等に、農地以外に、あるいは危険地帯でなくても民家の近くの雑種地等にする場合に、このガイドラインが適用されるようにしておかないと、非常に太陽光からの反射熱とか、そういうものも近隣の住宅にとっては非常に問題になるケースがございますので、そのような土地も第4条の対象地域に入るような形でやっていただけると、非常にそういう地域住民とのトラブル少なくなるのではないかというふうに思いますが、いかがなものでしょう。

●会長

事務局のほう、いかがでしょうか。

○事務局

ガイドラインの3ページになります第4条のところに区域を載せておるわけですがけれども、これが全てというわけでもございません。ここに書いてない地域につきましても、届出が必要となります。併せて、届出に必要な近隣住民とか行政区の同意を得ることとなります。

◎委員

分かりました。

●治多会長

ありがとうございます。

このガイドラインの運用の中で、今御懸念されたところもカバーできるというような認識でよろしいということですね。

ほかに。お願いします。

◎委員

私も再生可能エネルギーの話をしたのですが、実は私が元勤めていた会社で、風力発電関係のこともやっていました。風力発電は、アメリカでは、フロリダとかすごい陸上の風力発電がよく見かけるのですが、それ以外に一番能力があってクリーンなエネルギーといたら洋上風力発電です。先々を考えたらエネルギーが足りないと思うので伊予市とか愛媛県のような海に近いところで洋上の風力発電を、何年かかるか分かりませんが、それをやってエネルギーを安定させる。私はバイオマスや太陽光ではやっぱり足りない。だから、原子力に頼ってしまう。そうではなくて、色々な視点からエネルギー問題を考えて、今のうちに手を打っていくというところが大事じゃないかなと思いい応提言させていただきました。

●会長

ありがとうございます。

私自身も、この委員会の範囲なのかどうかちょっと分からなくて、なかなか難しいところで

はありますが、非常に貴重な御意見であるとは認識しております。事務局の皆様の方から、  
どうですか、今の御提案に対してお持ちの情報とか、それも部署を超えるのかもしれないです  
が。

◎委員

いいですか。

●会長

はい。

◎委員

確かに伊予市で洋上の風力発電の計画はありました。ただ、いろいろ調査しました結果、冬  
場はある程度取れるのだけど、夏場は全然風がないというような地域であります。当然、長浜  
の肱川おろしの吹くところでも夏場はないというところで、八幡浜のほうまで行かないとない  
ということで、この洋上の風力発電の計画はないことになりましたということだけお伝えしま  
す。

●会長

貴重な情報ありがとうございます。

いろいろなアイデアというのは、環境関係もエネルギー関係も出てくるのですが、今おっし  
やられたような、客観的なデータとか今までの議論とかそういうのを踏まえて慎重にというの  
が、やはり市役所さんの立場でもあろうし、我々審議の中でもあろうかと思うので、貴重な御  
指摘、非常に感謝はいたしますが、今の御質問に対しては今の情報ということで、この話題に  
ついてはここで一旦ということよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

はい、ありがとうございます。

ほかに、太陽光関係いかがでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

最後、議事の9になります。その他でございますが、何かほかに審議しておきたい事項等、  
まず事務局の方からございますでしょうか。

◎事務局

今後の審議会の予定ですが、今年度にもう一度開催をさせていただこうと思っております。  
3月上旬から中旬でお願いをしたいわけが、次回の審議会では来年度の一般廃棄物処理の実施  
計画の案を提示させていただきまして審議いただく予定でございます。時期につきましては、  
今年度における廃棄物処理状況が一定把握できた時期を見計らい、委員の方々の日程調整を行  
いまして案内をさせていただきたいと思っております。

会議につきましては、次回も2時間程度で、今日のような平日の昼間を希望いたしますけれども、皆さんの御希望があれば夜間の開催も可能としたいと思っております。

以上、審議の開催の予定について御説明させていただきましたので、よろしくお願ひいたします。

●会長

ありがとうございます。

委員の方から何かありませんでしょうか

◎委員

1点は、産業廃棄物についてお尋ねしたいのですが、最終処分については届出をし、許可が要するというのは法律上定められると思うのですが、保管について、例えば都道府県の法令が必要なかどうか。この保管について、協会等が出しているのが看板を掲げなさいとか囲いをしなさいとか、細かい規定があるわけですが、伊予市としてこの産業廃棄物を保管する場合に届出が必要なかどうか、その管理についてどういう指導をされているのかというのが1点教えていただきたらと思います。

それから、携帯電話の電波塔です。この設置について、港南中学校の近くにも電波塔ができるということで一部あったわけですが、特に今後5Gが発達すると電波等も強くなるということで、そうなる学校近くに電波塔を設置するのに、許可に何らかの制限があるのかどうか。これは一部、特にネズミ用の実験で角膜をやられて非常に白内障の発生率が高いというのは医学的にこの電波塔が影響することが証明されています。一部では、がんの発生率も電波塔の近くは高いというのも、一部には海外等であるようですが、そういう電波塔を設置する場合に、学校の近く等に設置する何らかの規制があるのか、もう全くそういうことは無視してやれるのかどうかというのが1点、教えていただきたらと思います。

○事務局

産業廃棄物に関しての御質問にお答えをさせていただきます。産業廃棄物の所管をしているのは愛媛県となりまして、私ども市町が担当するのは一般廃棄物というふうに分けていただいております。産業廃棄物は、事業活動に伴って出てくる廃棄物ということになっておりますが、当然保管に関しても県への届出許可が必要になってまいります。また、指導に関しましても愛媛県の指導が主になりますが、それぞれ所在している市町村、そういったところも当然一緒になって指導に入る場合もございます。実際に、住民からの通報が市役所にあつて、市役所から県と連携をして、もしくは警察など関係機関と協力をして調査、指導させていただいているのが現状でございます。

電波に関してなんですけれども、5Gというのが4Gよりも電波の届く距離が若干周波数の関係で短いということで、今までのものよりも多くの基地局が実際必要になってくるというような仕組みと聞いております。電波に関して、何かしら規制というのはあると思いますが、私

どもの環境保全課のほうで、今その電波塔に関しての規制に関するものの所管をしておりませんので、詳しいことは申し上げられないというのが現状でございます。

●会長

ありがとうございます。

◎委員

それって、産廃、具体的にいうと伊予市森に、最近になって建築の廃棄物とかいろんな機材等も山積みになっており、非常に囲いも何もないから、子供たちが入ってけがするとか危険なわけです。県の担当ではありますが、市は全くその辺りは権限はないのか、例えば、そういう届け出があれば現地調査して指導をしていただけるのかどうか。それとも、県に言えばいいのか。

○事務局

ただいまの御質問でございますが、市に御相談をいただいて、市から県への通報と、そして一緒に指導というものもありますので、市に御相談いただいても大丈夫です。

●会長

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

●会長

ありがとうございます。

委員の皆様方からまだこれはというのがあれば、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

それでは、これで一段落でございますが、本日は本当に前向きで非常に重要な御指摘をたくさんいただいたものだと思います。事務局のほうとしても、無理はなさないで、だけれども今日の発言等を踏まえて、これから前向きに取り組んでいただければと思います。また、愛媛大学のほうもSDGs等、前向きに取り組んでおりますので、これからも皆様と連携してうまくいければという感想を持っております。

本日の議事の進行にも非常に御協力いただきましてありがとうございました。

○事務局

以上をもちまして第1回伊予市環境審議会の全ての予定は終了いたしました。どうもお疲れさまでした。

午後00時10分 閉会